

女性起業家交流会 in HOKURIKU 規約（案）

第1章 総則

第1条 （名称および所在地）

本会は、女性起業家交流会 in HOKURIKU （以下「JKK」）と称する。
本会の事務局は、石川県金沢市三口新町4丁目13番36号 株式会社ジーアンドエス内に置く。

第2条 （目的）

当会は、会員である女性起業家関係者が起業に関する経済、社会、文化、情報通信分野等に関する諸問題を学習し、研鑽を重ね、併せて相互の親睦、支出、ならびに社会的地位の向上を図り、もって各自の企業運営に還元することを目的とする。

第3条 （活動）

1. 当会は、必要に応じ開催し、講師による講義および勉強会等を行なう。
2. 当会は、交流会などの活動を通じて、女性起業家同士のネットワークの構築を行なう。
3. 当会は、ホームページを作成し、会員の情報交換や発信の場とする。
4. 当会は、特定の政治あるいは宗教活動には関与せず、中立を保つ。
5. 当会は、女性起業家の創出や育成に伴う調査を行なう。
6. その他の活動については、総会ないし定例会において会員が協議して決定する。

第2章 会員

第4条 （会員の資格）

JKKの会員は、富山、石川、福井の三県（以下、「三県」）で主に企業活動を行なう次のような女性とする。

1. 三県のいずれかに事務所を置く女性経営者。
2. 三県のいずれかで事業を起こそうとする女性起業家、起業家を志す女性。
3. 主に三県で活動する企業内の女性。
4. その他、JKKの目的および活動の趣旨に賛同し、かつ、キャリアアップを目指す意欲ある女性。

第5条 （入会）

JKKの会員になろうとする者は、別紙の入会申込書を代表に提出しなければならない。

第6条 （退会）

JKKの会員は、退会の意思を代表に表明し、任意に退会することができる。

第7条 (届出)

J K Kの会員は、第5条の入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を代表に届け出なければならない。

第8条 (除名)

会員が本会の名誉を毀損し、または法令および本規約に違反する行為をした時は、幹事会の議決により除名することができる。

第3章 役員

第9条 (種類および定数)

J K Kに次の役員を置く。

1. 代表 1名
2. 副代表 1名
3. 幹事 若干名
4. 会計監事 1名

第10条 (選任)

1. 役員は、総会において会員の中から、総会の議決によって選任する。
2. 役員は相互に兼ねることはできない。

第11条 (職務)

1. 代表
J K Kを代表し会務を総括する。
2. 副代表
代表を補佐し、代表に事故あるときは代行する。
3. 幹事
各運営委員会の委員長で構成され、規約および総会の議決に基づき、会務を執行する。
4. 会計監事
会計の状況を監査する。

第12条 (任期)

1. 各役員の任期は原則1年とする。ただし再任を妨げない。なお、特別な事情がある場合はこの限りでない。
2. 次期役員が選任されるまでの間は、従前の役員がその任を行なうものとする。

第13条 (顧問)

J K Kには、顧問を置くことができる。

第4章 会議

第14条 (種別)

本会の意思決定に関する会議は、総会および幹事会とする。

第 15 条 (構成)

1. 総会は会員をもって構成する。
2. 幹事会は、代表、副代表、幹事をもって構成する。

第 16 条 (権能)

1. 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 1. 事業計画および収支予算の決定
 2. 事業報告および収支決算の報告の承認
 3. 役員人事に関する事項
 4. 規約の変更
 5. その他、J K K の運営に関する重要な事項
2. 幹事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 1. 総会の議決した事項の執行に関すること
 2. 総会に付議すべき事項
 3. その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 17 条 (招集等)

1. 総会は、毎年度に少なくとも一回開催するほか、必要に応じ開催することができる。総会を招集するときは、会議の日時、場所および審議事項を記載したインターネットのメーリングリストによる通信によって行なう。
2. 幹事会は、原則毎月第 4 木曜に開催する。審議事項がない場合は翌月に持ち越す場合もある。開催の有無は第 3 木曜日までに決定通知を行なう。幹事会の招集については、日時、場所および審議事項を記載したインターネットのグーグルドキュメントによる通信によって行なう。

第 18 条 (議決)

1. 総会は、これを構成する会員の $1/3$ 以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する。
2. 幹事会は、これを構成する幹事の $1/2$ 以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する。

第 19 条 (持回り会議)

審議すべき事案について、代表が急施を要し、会議に付議する時間がないと認めるとき、または会議に付議する必要がないと認めるときは、統括管理委員会が各会員または幹事あてに電子メールを送信することによる持回り会議に変えることができる。

第 5 章 会計および事業年度

第 20 条 (事業年度)

本会の事業年度は、5月1日に始まり、翌年4月30日とする。

第 21 条 (会計規約)

別紙のとおり

付則

第 1 条 会の役員は、次の会員とする。

代表 石川県金沢市三口新町 4-13-36 萩原 扶未子

副代表 福井県福井市御幸 3 丁目 9 - 1 木田 祐子

会計監査 石川県金沢市窪 4-57 西嶋 訓余

会計 石川県金沢市駅西本町 1-3-41 元井 美香

他、幹事 若干名

第 2 条 この規約は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

上記記載内容が正しい旨、証明します。

金沢市三口新町 4-13-36 代表 萩原 扶未子 ⑨